

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会
「所有する諸資源の活用に関する基準」

(目的)

- 第1条 本規則は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会（以下、本会という）における事業や運動を通して蓄積し、所有している諸資源の活用の適切な社会的活用に関する価値移転の基準を示し、ワーカーズ・コレクティブ運動など非営利・協同セクターの発展に寄与する。
2. 本規則は、本会が所有する諸資源の価値移転やそれに伴うワークに対しての価格を示す

(対象となる諸資源)

第2条 対象となる諸資源は、次の通りとする

- ①社会的事業所づくりにむけたワーカーズ・コレクティブおよびNPO 団体などの設立に関する事項
- ②ワーカーズ・コレクティブおよびNPO 団体などの就労支援に関する事項
- ③ワーカーズ・コレクティブおよびNPO 団体などのリーダー・メンバー教育・共育に関する事項
- ④ワーカーズ・コレクティブおよびNPO 団体などの研修及び実習受け入れに関する事項
- ⑤その他 協会の活動や実績などの情報・資料など

(講師派遣)

- 第3条 講師派遣とは本会が上記諸資源の活用について、研修・講座・講演などの企画に関して依頼を受け、条件を定め対応することをいう。
2. 社会的事業所などの設立支援におけるトータルなコンサルタントの場合は、その都度協議して定める

(見学・研修の受け入れ)

第4条 見学・研修の受け入れとは、本会及び会員団体が上記諸資源について見学・研修・取材を受け入れる場合をいう。

(他団体からの参加依頼)

第5条 他団体からの参加依頼とは、依頼団体の委員会・プロジェクトなどのメンバーに協会の役員や事務局員が一定期間就任する場合をいう。

(資料の閲覧及び請求)

第6条 資料の閲覧および請求とは、依頼者が本会所有資料に関して閲覧及び資料請求する場合をいう。

(受付)

- 第7条 上記3～6条の申請受付は、原則として本会事務局が所定の申請書類によって行う。
2. 申請書類の提出先は、本会専務理事とする。
 3. 前項に対応するコーディネートは担当事務局員が行う。

(料金)

第8条 上記3～7条の各種料金については別表にて定める。

(附則)

第9条 本基準の改廃は本会理事会において行う。

制定 2016年 3月 22日